

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この衛星通信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより、衛星通信サービスを提供します。

2 前項のほか、当社は、衛星通信サービスに付随するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「付随サービス」といいます。)を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
衛星通信網	Thuraya Telecommunications Company (以下「Thuraya」といいます。)が運営する通信衛星及び Thuraya により承認された地球局(携帯移動地球局を含みます。)等により構成される電気通信回線設備
衛星通信サービス	衛星通信網を使用して、携帯移動地球局相互間の通信又はその他の電気通信設備との間の通信を行う電気通信サービスであって、当社が提供するもの
サービス取扱所	(1) 衛星通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により衛星通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
衛星通信サービス契約	当社から衛星通信サービスの提供を受けるための契約
衛星通信サービス契約者	当社と衛星通信サービス契約を締結している者
利用権	約款に基づき当社から電気通信サービスの提供を受ける権利
契約者	当社と衛星通信サービスに係る契約を締結している者
携帯移動地球局	衛星通信サービスに係る契約に基づいて陸上(河川・湖沼を含みます。以下同じとします。)及び海上において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
人工衛星局	携帯移動地球局との間で電波を送り又は受けるための Thuraya の電気通信設備
取扱所交換設備	サービス取扱所に設置される交換設備
契約者回線	衛星通信サービスに係る契約に基づき、人工衛星局と契約の申込者又は契約の締結者が指定する携帯移動地球局との間に設置される電気通信回線
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者(事業法第10条第1項の規定に基づき登録を受けた者又は事業法第16条第1項に基づき届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の

	者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
衛星通信チップ	当社が衛星通信サービスの提供にあたって契約者に貸与し、その契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用する小型記憶装置
相互接続点	ThurayaとThuraya以外の電気通信事業者等(電気通信事業者及び本邦外で電気通信事業を営む者をいいます。以下同じとします。)との間の衛星通信サービスに係る電気通信設備の接続点
課金対象パケット	契約者回線と取扱所交換設備又は相互接続点との間において伝送される符号又は映像等(制御信号等のうち符号又は映像とみなされるものを含みます。以下同じとします。)を含むパケット
起算日	当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日
料金月	1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 営業区域等

(営業区域)

第4条 衛星通信サービスの営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者回線ごとに1の衛星通信サービス契約を締結します。この場合、衛星通信サービス契約者は、1の衛星通信サービス契約につき1人に限ります。

(衛星通信サービス契約申込みの方法)

第6条 衛星通信サービス契約の申込みは、次のいずれかの方法で行っていただきます。

- (1) 当社所定の契約申込書をサービス取扱所へ提出(電磁的方法による提出を含みます。)する方法。
 - (2) インターネット(主として通話以外の通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。)を経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所へ送信する方法。
- 2 前項の場合において、衛星通信サービス契約の申込みをする者は、当社が契約申込書又は契約申込書式の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出又は送信していただきます。

(衛星通信サービス契約申込みの承諾)

第7条 当社は、衛星通信サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 衛星通信サービス契約の申込みをした者について、本人確認(当社が別に定める方法により、契約者情報(氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報をいいます。以下同じとします。))の確認を行うことをいいます。以下同じと

します。)ができないとき。

- (2) 衛星通信サービス契約の申込みをした者が衛星通信サービス等の料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(その契約約款及び料金表に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第 6 条(衛星通信サービス契約申込みの方法)に基づき提出された契約申込書若しくは送信された契約申込書式、又はその他の書類に不備があるとき。
- (4) 衛星通信サービス契約の申込みをした者が衛星通信サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において第 60 条(利用に係る契約者の義務)の規定に現に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(契約者識別番号)

第 8 条 衛星通信サービスの契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。以下同じとします。)は、当社が定めます。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、衛星通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、衛星通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを衛星通信サービス契約者に通知します。
- 4 当社は、前 3 項の規定によるほか、第 54 条(修理又は復旧)第 2 項の規定による場合は、衛星通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

(契約者回線の利用の一時中断)

第 9 条 当社は、衛星通信サービス契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(衛星通信サービス利用権の譲渡)

第 10 条 衛星通信サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 衛星通信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、衛星通信サービス利用権を譲り渡そうとする者(以下「譲渡人」といいます。)及び衛星通信サービス利用権を譲り受けようとする者(以下「譲受人」といいます。)が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 前項の場合において、譲渡人及び譲受人は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。
- 4 当社は、第 2 項の規定により衛星通信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) 譲受人について、本人確認ができないとき。
 - (2) 譲渡人又は譲受人が衛星通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第 2 項及び第 3 項に基づき提出された当社所定の書面又はその他の書類に不備があるとき。
 - (4) 譲渡人又は譲受人が第 60 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反しているとき又は違反するおそれがあるとき。
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

5 衛星通信サービス利用権の譲渡を当社が承認したときは、衛星通信サービス利用権を譲り受けた者は、衛星通信サービス利用権を譲り渡した者の有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務(譲渡があった日以前の衛星通信サービス等の料金その他の債務を除きます。)を承継します。

ただし、料金等の適用に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

6 前項の規定によるほか、衛星通信サービス利用権の譲渡前の衛星通信サービスの利用において、この約款の規定に違反したことが判明したときは、当社は、この約款の規定により必要な措置を執ることがあります。

(衛星通信サービス利用権の譲渡承認請求と差押等との関係)

第 11 条 衛星通信サービス利用権の譲渡の承認は、受け付けた順序に従って行います。

2 衛星通信サービス利用権の譲渡の承認を行ったときは、その譲渡の承認は、衛星通信サービス利用権に対する差押等との関係においては、その衛星通信サービス利用権の譲渡の承認を請求する書類を受け取ったときに行ったものとみなします。

(衛星通信サービス契約者の地位の承継)

第 12 条 相続又は法人の合併若しくは会社分割により衛星通信サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただくこととし、これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。

(衛星通信サービス契約者の氏名等の変更の届出)

第 13 条 衛星通信サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は別に定める請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類の提出を求めることがあります。

3 衛星通信サービス契約者が、第 1 項に規定する届出を怠ったときは、当社が衛星通信サービス契約に関し衛星通信サービス契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所又は別に定める請求書の送付先宛に発信した書面は、当該書面が不到達の場合においても、通常その到達すべきときに衛星通信サービス契約者に到達したものとみなします。

(衛星通信サービス契約者が行う衛星通信サービス契約の解除)

第 14 条 衛星通信サービス契約者は、衛星通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う衛星通信サービス契約の解除)

第 15 条 当社は、第 31 条(衛星通信サービスの利用停止)第 1 項の規定により衛星通信サービスの利用を停止された衛星通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その衛星通信サービス契約を解除することがあります。

2 当社は、衛星通信サービス契約者が第 31 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、衛星通信サービスの利用停止をしないでその衛星通信サービス契約を解除することがあります。

この場合において、メッセージ通信モードによる文字メッセージの送信の利用において、過去に第 60 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項第 6 号から第 9 号の規定に違反し、衛星通信サービスの利用を停止されたことがある衛星通信サ

ービス契約者が、繰り返し同条各号の規定に違反した場合も同様の取扱いを行うことがあります。

3 当社は前 2 項の規定によるほか、通信衛星の障害等により衛星通信サービスの提供ができなくなったときは、その衛星通信サービス契約を解除することがあります

4 当社は、前 3 項の規定により、その衛星通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ衛星通信サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

5 当社は、第 1 項から第 3 項の規定によるほか、衛星通信サービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その衛星通信サービス契約に係る衛星通信サービスが利用されないものと認めるときは、当社が指定する日をもってその衛星通信サービス契約を解除します。

(衛星通信サービス契約者の契約者確認)

第 16 条 当社は、第 60 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項第 10 号又は第 11 号に違反するおそれがある場合等、当社が必要と認める場合、衛星通信サービス契約者に対して、契約者確認(契約者情報を確認するための書類の提出を受け、契約者情報を届け出ていただくことをいいます。以下同じとします。)を行うことがあります。

2 当社は、前項の規定により衛星通信サービス契約者の契約者確認を行うときは、その衛星通信サービス契約者の住所にあてて書面を送付する方法により行います。

第 4 章 付加機能

(付加機能の提供等)

第 17 条 当社は、契約者回線について、次の付加機能を提供します。付加機能に関する提供条件については、当社が別に定めるところによります。

- (1) 保留機能
- (2) 自動着信転送機能
- (3) 通信中発着信機能
- (4) 多者通信機能
- (5) 留守番通信機能

(付加機能の利用の一時中断)

第 18 条 当社は、第 9 条(契約者回線の利用の一時中断)に規定する契約者回線の利用の一時中断を行ったときは、付加機能の利用の一時中断(付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。

第 5 章 衛星通信チップの貸与等

第 1 節 衛星通信チップの貸与等

(衛星通信チップの貸与)

第 19 条 当社は、契約者へ衛星通信チップを貸与します。この場合において、貸与する衛星通信チップは、1 の契約につき 1 とします。

(衛星通信チップの変更)

第20条 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する衛星通信チップを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(衛星通信チップの返還)

第21条 衛星通信チップの貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、第19条(衛星通信チップの貸与)の規定に基づいて貸与している衛星通信チップを速やかに当社が指定するサービス取扱所に返還していただきます。

- (1) その衛星通信サービスに係る契約を解除し又は解除されたとき。
- (2) その他衛星通信チップを利用しなくなったとき。

第2節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第22条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備(携帯移動地球局にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び衛星通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、)を接続するときは、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
- (2) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第31条に規定する場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項に規定する場合に該当するときを除き、その接続が前項第2号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、当社は、前各項の規定に準じて取り扱います。

6 契約者は、その契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第23条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合するかの検査を受けることを求めることがあります。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で規定する場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が別記1に規定する技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)

第24条 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備(携帯移動地球局に限ります。以下この条及び次条において同じとします。)について、電波法(昭和25年法律第131号)第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう

修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、その自営端末設備について電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波法に基づく検査)

第 25 条 前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

第 6 章 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第 26 条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(携帯移動地球局にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び当社の衛星通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。)を接続するときは、当社所定の書面によりサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - (2) その接続が別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - (3) その接続により当社の電気通信設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で規定する場合に該当するときを除き、その接続が前項第 2 号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- 4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第 27 条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第 23 条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)

第 28 条 自営電気通信設備(携帯移動地球局に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があつた場合の取扱いについては、第 24 条(自営端末設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第 29 条 自営電気通信設備(携帯移動地球局に限ります。)の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては第 25 条(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に準ずるものとします。

第7章 利用中止及び利用停止

(衛星通信サービスの利用中止)

第30条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、衛星通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は Thuraya の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線から多数の不完了呼(その契約者回線が相手先の応答前に発信を取り止めるものをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第37条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (4) 第8条(契約者識別番号)第2項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
- 2** 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、衛星通信サービス等の料金その他の債務が同一料金月内において当社が定める限度額を超えた場合は、衛星通信サービスの利用を中止することがあります。この場合において、当社が個別に通知する料金が支払われ、所定の手続きが完了したときは、その利用の中止を解除します。
- 3** 当社は、前2項の規定により衛星通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、やむを得ないときは、この限りではありません。

(衛星通信サービスの利用停止)

第31条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、6ヶ月以内で当社が定める期間(衛星通信サービス等の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とし、契約者確認ができないときは、契約者確認ができるまでの間とします。)、その衛星通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 契約者が、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行うサービス取扱所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) 契約者が、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の衛星通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 衛星通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (4) 第13条(衛星通信サービス契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき又は第13条の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (5) 契約者がその衛星通信サービス、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の衛星通信サービス又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの利用において第60条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第23条(自営端末設備に異常がある場合の検査)若しくは第27条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して、当社が行う検査を拒んだとき、又はその検査の結果別記1に定める技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (8) 第24条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)、第27条(自営端末設備の電波法に基づく検査)、第28条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第29条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。

(9) 第 48 条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。

(10) 第 16 条(衛星通信サービス契約者の契約者確認)に規定する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。

2 当社は、前項の規定により衛星通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。

ただし、本条第 1 項第 5 号の規定により、衛星通信サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 8 章 通信

第 1 節 通信の種類等

(通信の種類等)

第 32 条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
通話モード	回線交換方式により主としておおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの
パケット通信モード	パケット交換方式により、符号の伝送を行うためのもの
メッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送(Thuraya の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。)を行うためのもの

2 前項に規定する伝送速度は、通信の状況等により変動します。

(通信の条件等)

第 33 条 メッセージ通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、Thuraya の電気通信設備に蓄積した文字メッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。

2 メッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(契約者回線との間の通信)

第 34 条 契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている携帯移動地球局が第 4 条(営業区域)に規定する営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部又は島の陰等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 前項の規定によるほか、契約者回線との間の通信は、太陽雑音及び激しい降雨等により、一時的に行うことができない場合があります。

(相互接続点との間の通信)

第 35 条 相互接続に伴って行うことができる電気通信事業者等の電気通信設備に係る通信(以下「他社相互接続通信」といいます。)は、電気通信事業者等の契約約款及び料金表その他の契約等の規定によることとします。

2 電気通信事業者等における電気通信事業の休止の場合等は、当該電気通信事業者等に係る他社相互接続通信を行うことはできません。

(インターネット接続サービスの利用)

- 第 36 条** 契約者は、インターネット接続サービス(衛星通信サービスに係る人工衛星局を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。
- 2 当社はインターネット接続サービスの提供により生じた損害については、責任を負わないものとします。

第 2 節 通信利用の制限等

(通信利用の制限)

- 第 37 条** 衛星通信サービスに係る通信が著しくふくそうした場合は、通信の全部を接続することができないことがあります。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、円滑な電気通信役務の提供の確保又は契約者の利益のため、第 60 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項第 2 号に違反したと当社が認めた場合、当該契約者回線及び自動着信転送機能により転送される相手先(転送が複数回行われる場合はそれぞれの相手先を含みます。)への通信を制限する措置を執ることがあります。
- 3 前 2 項の規定によるほか、衛星通信サービスの利用については、本邦外の法令、本邦外で電気通信事業を営む者が定めるところによりその取扱いが制限されることがあります。

(通信の切断)

- 第 38 条** 当社は、次のいずれかに該当する場合には、通信を切断することがあります。
- (1) 通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難なとき。
- (2) 通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断したとき。

(通信時間等の制限)

- 第 39 条** 前 2 条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線若しくは電気通信事業者等に係る電気通信設備への通信の利用を制限することがあります。

第 3 節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

- 第 40 条** 通信時間、情報量及び通信回数の測定等については、料金等の適用に規定するところによります。

第 9 章 料金等

第 1 節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

- 第 41 条** 当社が提供する衛星通信サービスの料金は、料金等の適用に規定する基本使用料、通信料、解除料及び手続きに関する料金とします。
- 2 当社が提供する衛星通信サービスの工事費は、料金等の適用に規定する工事費とします。

第 2 節 料金等の支払い義務

(基本使用料の支払い義務)

第 42 条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の場合であるときは、1 日間とします。)について、料金等の適用に規定する基本使用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により、衛星通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、衛星通信サービス等を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりその衛星通信サービス等を全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその衛星通信サービス等についての料金
2 衛星通信チップの変更に伴って、当社の都合により衛星通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその衛星通信サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

(通信料の支払い義務)

第 43 条 契約者は、その契約者回線から行った通信等(当該契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社等が測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金等の適用の規定とに基づいて算定した通信料の支払いを要します。

2 契約者は、通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかったときは、料金等の適用の規定により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(解除料の支払い義務)

第 44 条 契約者は、料金等の適用の規定に該当する場合には、解除料の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払い義務)

第 45 条 契約者は、衛星通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合において、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

(工事費の支払い義務)

第 46 条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金等の適用に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又は工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があった時まで着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(契約者以外の者による料金の支払い)

第46条の2 契約者及び契約者以外の者(以下この条において「支払者」といいます。)の同意のもと、契約者の衛星通信サービス等の料金その他の債務及び契約者が当社と契約を締結している他のサービス等に関する料金その他の債務(その契約約款及び料金表等に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、契約者の衛星通信サービス等の料金その他の債務と併せて、以下「契約者の債務」といいます。)の支払いについて、支払者に請求先を設定する申込みがあり、当社がそれを承諾した場合は、当社は申し込まれた支払者に契約者の債務の支払いを請求します。この場合であっても、支払者は契約者のために請求先として設定されるものであり、契約者の債務は、契約者が負担しているものとします。

- 2 前項の規定により、当社が支払者に契約者の債務の支払いを請求している場合、支払者が契約者の債務について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社は契約者に契約者の債務の支払いを請求することがあります。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第47条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払い方法は、料金等の適用に定めるところによります。

第4節 預託金

(預託金)

第48条 契約者、衛星通信サービスに係る契約の申込みをする者又は衛星通信サービスに係る利用権を譲り受けようとする者は、次のいずれかに該当する場合には、衛星通信サービスの利用に先立って(譲渡の場合はその承認に先立って)預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 衛星通信サービスに係る契約の申込みの承諾を受けるとき。
- (2) 衛星通信サービスに係る利用権の譲渡の承認がなされるとき。
- (3) 第31条(衛星通信サービスの利用停止)第1項第1号又は第2号の規定による利用の停止があり、その利用の停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、当社が別に定める額(1契約ごとに10万円以内とします。)とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、衛星通信サービスに係る契約の解除又は衛星通信サービスに係る利用権の譲渡等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 49 条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 50 条 契約者は、衛星通信サービス等の料金その他の債務(預託金及び延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 10 章 保守

(当社の維持責任)

第 51 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第 52 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別記 1 に定める技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備(携帯移動地球局に限ります。)又は自営電気通信設備(携帯移動地球局に限ります。)を無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 53 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所等において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第 54 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 55 条 当社は、衛星通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その衛星通信サービスが全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、衛星通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した当該衛星通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金等の適用のうち、基本使用料として規定する料金。

(2) 料金等の適用のうち、通信料として規定する料金(衛星通信サービスを全く利用できない状態が連続した時間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料(前 6 料金月の実績を把握する事が困難な場合には、衛星通信サービスを全く利用できない状態が生じた日数の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料に基づき算出します。))。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金等の適用の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により衛星通信サービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

(免責)

第 56 条 当社は、当社又は Thuraya の電気通信設備の修理又は復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第 12 章 雑則

(発信者番号通知)

第 57 条 契約者回線からの通信(パケット通信モードを除きます。)については、その契約者回線の契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

(発着信規制)

第 58 条 当社は、契約者回線から行う通信又は契約者回線へ行われる通信について、契約者があらかじめ端末設備のボタン操作等により行った指定に基づき、規制(以下「発着信規制」といいます。)を行います。

2 発着信規制には、次の種類があります。

種 類	内 容
発信規制	契約者回線からのすべての通信を規制するもの
国際電話発信規制／自 国以外国際発信規制	契約者回線から衛星通信サービスの契約者回線又は Thuraya の電気通信設備以外へ行われる通信を規制するもの
着信規制	契約者回線へのすべての通信を規制するもの

3 発着信規制は、契約者回線に発着信規制の指定ができない種類の端末設備を接続した場合には、利用することができません。

(承諾の限界)

第 59 条 当社は、契約者から手続きその他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるとき、又は衛星通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求

をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(書面等の提出等)

第 59 条の 2 契約者又は衛星通信サービスに係る契約の申込みをする者(承継等の手続きをする者を含みます。)は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法(電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式をサービス取扱所等へ送信する方法を含みます。)により提出等を行うことができます。

(利用に係る契約者の義務)

第 60 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 自営端末設備(携帯移動地球局に限ります。)又は自営電気通信設備(携帯移動地球局に限ります。)を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し又は当社が提供する付加機能を利用して多数の通信を行う等通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社が貸与している衛星通信チップに登録されている情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(5) 当社が貸与している衛星通信チップを善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) メッセージ通信モード又はインターネット接続サービスの利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。

なお、別記 2 に定める不適切な行為に該当すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(7) メッセージ通信モードの利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メール法に定める表示を行うこと。

(8) メッセージ通信モードの利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メールを送信しないように求める旨を当該送信者に通知した者に対して、特定電子メールの送信を行わないこと。

(9) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)の規定に違反して文字メッセージを送信する行為を行わないこと。

(10) 衛星通信サービスに係る利用権の譲渡を行うときは、第 10 条(衛星通信サービス利用権の譲渡)に規定するところにより、当社の承認を受けること。

(11) 当社が貸与している衛星通信チップを業として貸与する場合には、その貸与を受けようとする者を特定する情報(氏名及び住所若しくは連絡先(当該契約者回線に係る契約者識別番号を除きます。))又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地とします。)を確認すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して当社が貸与している衛星通信チップを亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕その他工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

(端末設備等の持込み)

第 61 条 契約者は、次のいずれかに該当する場合には、その自営端末設備(携帯移動地球局に限ります。)又は自営電気通信設備(携帯移動地球局に限ります。)を当社が指定した期日までに当社が指定するサービス取扱所へ持ち込んでいただきます。

(1) 第 22 条(自営端末設備の接続)から第 25 条(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく自営端末設備

の検査又は第 26 条(自営電気通信設備の接続)から第 29 条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。

(2) 電波法に基づく自営端末設備の検査を受けるとき。

(3) その他当社が必要と認めるとき。

(契約者に係る個人情報の利用)

第 62 条 当社は、契約者の氏名、名称、電話番号、住所、請求書の送付先、年齢、性別、選択する料金種別若しくは割引等、設置する端末設備の種類又は支払状況等の情報(契約者を識別できる情報をいいます。以下「契約者に係る個人情報」といいます。)の取扱いに関する指針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

2 当社は、契約者に係る個人情報について、今後の電気通信業務その他関連する業務の健全な運営又は契約者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。

ただし、当社がこの利用に関連して契約者へ各種通知を行う場合に、あらかじめ契約者から通知を拒む旨の意思表示があったときは、当社はその契約者に対して当該通知を行いません。

3 前項の規定によるほか、当社は、契約者に係る個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。

(契約者に係る個人情報の第三者提供)

第 63 条 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、電気通信事業者等に契約者に係る個人情報を提供する場合があります。

(法令に関する事項等)

第 64 条 衛星通信サービス等の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(合意管轄)

第 65 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 66 条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 13 章 付随サービス

(付随サービス)

第 67 条 当社は、契約者に衛星通信サービスに係る付随サービスを提供します。その取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

料金等の適用

(料金等の設定)

- 1 当社が提供する衛星通信サービスの料金、工事費及び付随サービスに関する料金は別表に定めるほか、当社が別に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)、通信料は料金月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。

- 3 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、通信料については、当社が別に定める期間を1の料金月として請求します。
- 4 当社は、通信料については、通信の種類にかかわらず、その全ての料金を合計した額により、支払いを請求します。

(月額料金の日割り)

- 5 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りではありません。

- (1) 料金月の起算日以外の日により契約者回線の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の起算日以外の日により契約の解除があったとき。
- (3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
- (4) 料金月の起算日以外の日により衛星通信サービスに係る利用権の譲渡があったとき。
- (5) 料金月の起算日以外の日により料金額等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (6) 第42条(基本使用料の支払い義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- (7) 3の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

- 6 5の第1号から第6号の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合において、第42条第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

- 7 5の第7号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、料金、工事費及び付随サービスに関する料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 10 9に規定する料金、工事費及び付随サービスに関する料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別な事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

- 12 当社は、契約者の1月の支払い額(当社が別に定める料金に係るものに限り、)が5,000円(税込)に満たないときは、2月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(前受金)

- 13 当社は、料金、工事費及び付随サービスに関する料金について、契約者の要請があったときは、前受金には利子を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 14 第42条(基本使用料の支払い義務)及び第43条(通信料の支払い義務)の規定に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当社が別に定める額とし、消費税相当額を加算しません。

- 15 第44条(手続きに関する料金の支払い義務)から第46条(工事費の支払い義務)の規定その他この約款及び料金等の適用に規定する料金、工事費及び付随サービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、前項の場合を除き、この約款に規定する額(税抜価格(消費税相当額を加算しない料金額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

ただし、税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)で料金を定めるものについては、この限りではありません。

- 15の2 当社は、この約款において税抜価格で料金を定めるときは、その額に消費税法第63条に基づき、税込価格をこの約款に併記することとし、括弧内に税込価格を規定するものとします。

- 15の3 15の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価格が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 16 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

- 17 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社のホームページに掲示する等の方法によりそのことを周知します。

(基本使用料の適用)

- 18 基本使用料の適用については、第42条(基本使用料の支払い義務)の規定によるほか、この料金等の適用に規定するのとおりとします。

(料金種別)

- 19 当社は、当社が別に定める料金種別(以下「料金種別」といいます。)により、基本使用料を適用します。

- 20 契約者は、衛星通信サービスの利用に先立って、料金種別のいずれかを選択していただきます。

(利用期間の取扱い)

- 21 利用期間の定めがある料金種別等に係る利用期間の取扱いは、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日(その料金種別に係る取扱いが更新されたものであるときは、その更新があった日とします。)の属する料金月から起算して、当社が別に定める利用期間が経過することとなる料金月の末日をもって満了するものとします。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(通信料の適用)

22 通信料の適用については、第43条(通信料の支払い義務)の規定によるほか、この料金等の適用に規定するとおりとします。

(通信時間等の測定)

23 通話モードに係る通信時間は、契約者回線に係る電気通信設備を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備のボタン操作等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻(第38条(通信の切断)の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。)までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

ただし、当社が必要と認めた場合に限り、当社は長時間継続した通信の通信時間を任意の時刻において分割して測定することがあります。

24 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中で一時通信ができなかった時間は、23の通信時間には含みません。

25 パケット通信モードに係る通信における課金対象パケット(契約者回線と取扱所交換設備又は相互接続点との間において伝送される符号又は映像等(制御信号等のうち符号又は映像とみなされるものを含みます。以下同じとします。)を含むパケット。以下同じとします。)の情報量は、当社の機器により測定します。

26 パケット通信モードに係る通信に関する料金は、当社が別に定める通信種別ごとの1料金月の課金対象パケットの総情報量について、1024byteごとに1の課金対象パケットとし、当社が別に定めるところにより算定した額を適用します。

27 メッセージ通信モードに係る通信の回数は当社の機器により測定します。

(料金種別の選択等に伴う通信料の適用)

28 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、当社が別に定める料金種別に対応する料金額を適用します。

(当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料の取扱い)

29 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料は次のとおりとします。

(1) 過去1年間の実績を把握することができるとき

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

(2) (1)以外のとき

把握可能な実績に基づいて次表に規定する方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

ア 過去2か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかった期間に日数を乗じて得た額

(各種割引の適用)

30 当社は、契約者から届出があったときは、その契約者回線に係る基本使用料又はその契約者回線から行った通信に関する料金について、当社が別に定めるところにより選択制による割引等を適用します。

ただし、割引等の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく支障があるときは、その割引等の適用に関する契約者からの届出を承諾しないことがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。

(料金種別及び各種割引の変更等)

31 契約者は、料金種別の変更又は適用中の割引等の変更若しくは廃止を行うときは、そのことをサービス取扱所に届け出ていただきます。

32 当社は、契約者が料金種別を変更したときは、適用中の割引等の変更又は廃止を行うことがあります。

(解除料の適用)

33 解除料の適用については、第 44 条(解除料の支払い義務)に規定するところによります。ただし、契約者が別に定める事由に該当する場合は、解除料の支払いを要しません。

(手続きに関する料金の適用)

34 手続きに関する料金については、第 45 条(手続きに関する料金の支払い義務)に規定するほか、別表に定めるところによります。

(工事費の適用)

35 工事費の適用については、第 46 条(工事費の支払い義務)に規定するほか、別表に定めるところによります。ただし、特別な作業を行う工事についての工事費の額は、別に算定する実費とします。

(料金の減免適用)

36 次の通信(通話モード又はパケット通信モードに限ります。以下この欄において同じとします。)については、第 43 条(通信料の支払い義務)第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

ア 当社が緊急機関への通信として指定した電気通信番号への通信

イ 衛星通信サービスに関する問合せ、申込みのためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通信(当社が別に定める通信に限ります。)

37 36 に規定するほか、当社は、手続きに関する料金及び工事費の額について、その態様等を勘案して、その額を減免して適用することがあります。

別表

1 手続きに関する料金

(1) 契約事務手数料

衛星通信サービスに係る契約申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

単 位	料金額
1 契約ごとに	3,000 円(3,300 円)

(2) 譲渡承認手数料

衛星通信サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに衛星通信サービスに係る利用権を譲り受けた者が支払いを要する料金

単 位	料金額
1 契約ごとに	3,000 円(3,300 円)

(3) チップ発行手数料

衛星通信チップの貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

単 位	料金額
1 の衛星通信チップごとに	3,000 円(3,300 円)

(4) 払込処理手数料

当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を発行したときに支払いを要する料金

単 位	料金額
1 の書面ごとに	200 円(220 円)

2 工事費

区 分	単 位	料金額
契約者回線の利用の一時中断又は再開に関する工事	1 の工事ごとに	500 円(550 円)

別記

1 衛星通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準及び技術的条件
衛星通信サービスの契約者回線に接続される場合	衛星移動通信端末等の接続の技術的条件

2 メッセージ通信モード又はインターネット接続サービスの利用における不適切な行為

- (1) 他者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- (2) 他者に嫌悪感を抱かせる若しくは嫌悪感を抱かせるおそれのあるメールを送信する行為
- (3) 同意を得ることなく不特定多数の他者に、宣伝又は勧誘のメールを送信する行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 当社若しくは他社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為
- (6) 他者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像又は文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) メッセージ通信モードにより利用し得る情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 他者になりすましてメッセージ通信モードを利用する行為(偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工する行為を含みます。)
- (11) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為
- (12) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- (13) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (14) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (15) (1)から(14)のほか、法令又は慣習に違反する行為
- (16) その他、当社が不適切と判断する行為

附則

附 則(平成 25 年 2 月 26 日 約サビ第 12-0098 号)

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 2 月 28 日から実施します。

附 則(平成 25 年 8 月 26 日 約サビ第 13-0068 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 8 月 29 日から実施します。

附 則(平成 26 年 1 月 10 日 約サビ第 13-0105 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 15 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日 約サビ第 13-0131 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 4 月 13 日 約サビ第 15-0002 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 15 日から実施します。

附 則(平成 28 年 2 月 8 日 約サビ第 15-0080 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 9 日から実施します。

附 則(平成 28 年 5 月 19 日 約サビ第 16-0016 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附 則(平成 28 年 5 月 19 日 約サビ第 16-0017 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附 則(平成 30 年 10 月 24 日 約サビ第 18-0022 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 26 日から実施します。

附 則(令和 2 年 2 月 28 日 約サビ第 19-0023 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 9 月 28 日 MKS2009280005570001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 12 月 22 日 MKS2012220006020001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日 MKS2103250005940001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。